

教第 57 号議案

「地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき行う協議及び委任」について

「神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会」に係る事務の一部について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会と市長が行う協議および委任の内容を別紙のとおり決定する。

令和元年 10 月 31 日提出

地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき行う協議及び委任について

1. 協議内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の権限に属する下記(1)から(3)の事務の委任の相手方について、「行財政局長及び行財政局の職員」を「企画調整局長及び企画調整局の職員」に改めることについて。

- (1) 神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会の委員の選任
- (2) 神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会の庶務（教育委員会事務局総務部教職員課が行うものを除く）
- (3) 上記に付随する業務

2. 協議理由

市長部局における組織改正に伴い、委任の相手方が変更となるため

3. 協議実施及び委任期日

令和元年 11 月 日

教委教第 号
令和元年 11 月 日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

「教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に委任することについての協議」について（申入れ）

みだしの協議について、下記のとおり申し入れます。

記

1. 協議内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、下記(1)(2)(3)の事務を企画調整局長及び企画調整局の職員に委任することについて。

- (1) 神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会の委員の選任
- (2) 神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会の庶務（教育委員会事務局総務部教職員課が行うものを除く）
- (3) 上記に付随する業務

2. 協議理由

教育委員会として設置する調査委員会の中立性、公平性を担保するため。
（組織改正に伴い、委任の相手方が変更となるため）

3. 協議実施及び委任期日

令和元年 11 月 日

神戸市教育委員会告示第 号

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成 31 年 3 月教育委員会規則第 13 号）第 6 条第 1 項の規定により委任する臨時的事務（令和元年 10 月教育委員会告示第 14 号）の一部を次のように改める。

令和元年 11 月 日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

「行財政局の職員」を「企画調整局の職員」に改める。

○地方自治法

第百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

○教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

(協議)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき事務の委任をし、又は補助執行をさせようとする場合における同条に規定する市長との協議は、文書で行うものとする。

(臨時的事務の委任及び補助執行)

第6条 別表に定める補助執行事務のほか、必要がある場合は、臨時的事務又は期間の定めがある事務について、この規則の定めるところにより委任し、又は補助執行をさせることができる。

2 前項の規定に基づき委任をしようとするときは、委任の相手方、内容及び期間を告示するものとする。